

令和4年度地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書

(市町村分) 個票

自治体名

青梅市

(都道府県: 東京都)

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	3.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援(一般コース)			
個別事業名	令和4年度青梅市結婚新生活スタートアップ支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	新規	
実施期間	交付決定日 ~	令和5年3月31日	事業開始年度 年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	30,000,000		円	
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>平成26(2014)年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」にもとづき、本市では平成27(2015)年に青梅市人口ビジョンおよび第1期青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2(2020)年に第2期)をそれぞれ策定し、少子高齢化の抑制に取り組んできました。しかし、婚姻率は減少しており、未婚率も全国平均より高いのが現状で、対策を講じる必要がある。</p> <p>本市が行った「若年世代の進学・就職・結婚・出産・子育てに関する意識調査」では、20~34歳の男女ともに結婚したいという希望が高い(8割以上)一方で、結婚に対する考え方で「最適な相手にまだ巡り会えていない」が最も多く、続いて「結婚資金、結婚後の生活資金が足りない」ことが選択(3割)されていた。</p> <p>本市では、これまで市内の団体等による結婚支援事業に対して補助を行って結婚の応援をしてきたが、「子どもを生み・育て、将来にわたり暮らし続けたいまち」を実現するべく、本市の実情に合わせて下記の取組も行うこととしている。</p> <p>①結婚に伴う経済的負担の軽減 ②子供の医療費に対する経済的負担の軽減</p> <p>本事業については、上記①に位置付けられる。</p>			
個別事業の内容	(個別事業の内容) ※(注)3			
	1. 概要 本市において婚姻をした若年夫婦に対し、予算の範囲内で婚姻に伴う費用の一部を補助する。			
	【補助対象要件】			
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が400万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	【補助上限額】 ※補助対象費目について、一般コース・連携コースのいずれかで記載すること。			
	一般コース	<input type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	都道府県主導型コース	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 (例)各費用に係る合計が●●万円
		39歳以下の場合	<input type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 (例)各費用に係る合計が●●万円
	【その他独自要件】			
夫婦のいずれにも市税の滞納実績がないこと。 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助および住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。 本市に5年以上定住する意思があること。				
2. ①申請見込み世帯数	270	世帯		
※都道府県主導型の場合の内訳	共に29歳以下	世帯		
【積算根拠】				
<p>①10件×30万円×1/2=1,500千円 ※10件は、令和4年度の目標移住組数40組のうち2人世帯と仮定。</p> <p>②10件×20万円×1/2=1,000千円 ※10件は、令和4年度の目標移住組数40組のうち1人世帯と仮定。</p> <p>③250件×10万円×1/2=12,500千円 ※446件(令和元年婚姻件数)×83.76%(東京都の婚姻件数のうち39歳以下の割合)×75.74%(青梅市の世帯のうち合計所得が400万円以下かつ39歳以下の割合)=282件 ※ただし、282件のうち、予算の制約により、今回の対象世帯は250件とする。新婚世帯からの申請状況によって、追加の応募及び予算措置を検討する。</p>				
②継続補助の見込 対象経費支出予定額		世帯 円		
3. 広報の実施予定				
優良事例の横展開支援事業を活用し、チラシやポスター等の作成・配布・掲示を行い、東京都等の公共団体や不動産業者や結婚相談所等の民間事業者等に配架やリンクを依頼する。				

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
		市の結婚支援事業をきっかけとする婚姻件数	件	150
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	1.16(令和元年)	
	婚姻件数	件	446(令和元年)	
	婚姻率	%	3.35(令和元年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	57	
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	50	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	東京都の公共施設等でチラシ・ポスターの掲示を行うとともに、都心部主要駅のデジタルサイネージで広報を行う。また、都HPでの広報も行う。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	不動産業者や結婚相談所等に対して、チラシ配架やポスター掲示等について協力いただくことで、幅広く情報を提供する。			
委託契約の有無 ※優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合のみ記載				
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無	無			

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付けを記載すること。
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。
- ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和4年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
- ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
- ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。